

「指定介護老人福祉施設」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(第 1470200013 号)

当施設は利用者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次の通り説明します。

※当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも入所は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 施設経営法人.....	2
2. ご利用施設.....	2
3. 居室の概要.....	2
4. 職員の配置状況.....	3
5. 当施設が提供するサービスと利用料金.....	4
6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）.....	15
7. 残置物引取人.....	17
8. 苦情の受付について.....	17
9. 事故発生時の対応について.....	18
〈重要事項説明書付属文書〉.....	20

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 若竹大寿会
- (2) 法人所在地 神奈川県横浜市神奈川区羽沢町550-1
- (3) 電話番号 045-381-3232
- (4) 代表者氏名 理事長 竹田 一雄
- (5) 設立年月 平成 元年 3月16日

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設
- (2) 施設の目的 老人福祉法第20条の5に定める特別養護老人ホームで、介護保険法第86条に基づき指定された介護老人福祉施設です。
要介護1から5の認定を受けた方で、自宅での介護を受けることのできない高齢者が入所し、日常生活に必要なサービスを行うことを目的とした施設です。
- (3) 施設の名称 介護老人福祉施設 若竹苑
- (4) 施設の所在地 〒221-0863 神奈川県横浜市神奈川区羽沢町550-1
- (5) 電話番号 045-381-3232
- (6) 施設長(管理者)氏名 加藤 厚子
- (7) 当施設の運営方針

利用者がその有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自立的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行います。

施設において入利用者がそれぞれの役割をもって生活ができるよう、また利用者のプライバシーの確保に配慮いたします。

利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、心身の状況等を常に把握して適切な介護サービスを提供します。

介護サービスの提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその身元引受人に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。

本施設は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ります。

- (8) 開設年月 平成元年7月1日
- (9) 入所定員 100人

ただし、大規模災害時には、施設入所が必要な要介護高齢者について、定員を超過して受入れを行なう場合があります。その際には、施設の共有スペースのほか、各居室等を活用いたします。

(10) 第三者による評価の実施状況

<input checked="" type="checkbox"/>	あり	実施日	令和4年12月1日			
		評価機関の名称	株式会社 フィールズ			
		結果の開示	■	あり	□	なし
<input type="checkbox"/>	なし					

3. 居室の概要

- (1) 居室等の概要

当施設では以下の居室、設備をご用意しています。入居される居室は利用者の心身の状況を勘案して施設が決定致します。利用者の心身の状況等により居室を変更する場合があります。

居室・設備の種類	室数	備考
個室 (1人部屋)	4室	
2人部屋	4室	
4人部屋	25室	
合計	33室	
食堂	1室	
浴室	2室	一般浴室・機械浴室
静養室	2室	療養・看取りのための個室
機能訓練室	1室	
医務室	1室	

(2) 家具の持ち込み

家具等についてはお持ち込み頂けますが、居室のスペースや介護に支障のない範囲内でお願ひします。尚、居室にはトイレ、洗面台、ベッド、チェスト、テレビが備え付けになっています。

4. 職員の配置状況

当施設では、利用者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況> ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常勤換算	指定基準
1. 施設長	1名 (常勤)	1名
2. 事務員	1. 1名 (常勤兼務0名、非常勤1. 1名)	必要数
3. 介護支援専門員	1. 2名 (常勤兼務1名、非常勤0. 2名)	1名
4. 生活相談員	2名 (常勤兼務2名)	2名
5. 介護職員	36. 1名 (常勤兼務30名非常勤兼務6. 1名)	34名
6. 看護職員	3. 8名 (常勤兼務3名、非常勤兼務0. 8名)	3名
7. 管理栄養士	2名 (常勤兼務2名)	1名
8. 機能訓練指導員	1名 (常勤兼務1名、非常勤兼務0名)	1名
9. 医師	0. 5名 (非常勤兼務0. 5名)	必要数
10. 歯科衛生士	1. 8名 (非常勤兼務1. 8名)	必要数

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間を週40時間で除した数です。

※表記数は令和6年8月1日現在のものです。

<主な職種の勤務体制>

職種	勤務時間
①医師 (内科)	月・水・金曜日 13:00~15:00 1名 木曜日 9:00~11:00 1名
医師 (脳神経外科)	火曜日 13:00~15:00 1名
医師 (精神科)	水曜日 9:00~12:00 1名
医師 (皮膚科)	土曜日 (月2回) 14:00~16:30 1名
②介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早朝： 7:00~16:00 2名 7:15~16:15 2名 日中： 9:30~18:30 1名 10:00~19:00 4名 夜間： 16:30~ 9:30 3名 17:15~10:15 2名
③看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 日中： 9:00~18:00 2名 日中： 8:30~17:30 1名 日中： 9:30~18:30 1名
④機能訓練指導員	月~土曜日 9:00~18:00 2名

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設が提供するサービスについては以下の通りとなります。

- | |
|----------------------------------------------------|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額を利用者に負担いただく場合 |
|----------------------------------------------------|

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第5条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割又は8割又は7割）が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

① 食事の介助

食事の自立を支援するため、利用者の身体能力に応じて、配膳作業への参加または介助を行います。

利用者の自立支援のため離床して食堂（共同生活室）にてお食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間） 朝食：7：30～8：15 昼食：12：00～12：45 夕食：18：00～18：45

② 栄養管理

利用者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各利用者の状態に応じた健康管理を計画的に行います。

③ 口腔ケア

利用者の口腔の健康保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行います。

④ 入浴

入浴又は清拭を週2回以上行います。

寝たきりの方でも機械浴を使用して入浴することができます。

⑤ 排泄

排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑥ 機能訓練

機能訓練指導員により、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の維持または減退を防止するための訓練を実施します。

⑦ 健康管理

医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑧ 自立への支援

寝たきり防止のため、できるかぎり離床して過ごすことができるよう配慮します。

利用者の生活リズムや心身の状態を考慮した支援を行います。

清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

⑨ 夜間帯の見守り体制

利用者の安眠確保のため、定時の訪室による巡視はせず「見守り支援システム」を使い利用者の状態確認を行います。人員は指定基準を満たした人員を配置します。

※「見守り支援システム」はお部屋に設置したベッドセンサーを用いて室内の様子を見守りすることができるシステムです。

⑩ 看取り看護

医師が回復の見込みがないと診断された方について、ご利用者及び身元引受人の希望と同意に基づいた看取り介護を行うことが可能です。ただし、病気等で施設にて対応ができない場合には医師の指示に従い適切な医療を受けていただきます。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第6条、第10条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、当該サービス利用料金を相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由についてご説明します。

<サービスの概要と利用料金>

① 食事・居住費

区分	居住費（日額） （部屋の種類により異なります）		食費（日額） （おやつ代含）
	多床室	従来型個室	
利用者負担 第1段階	0円	380円	430円
利用者負担 第2段階	430円	480円	520円
利用者負担 第3段階①	430円	880円	780円
利用者負担 第3段階②	430円	880円	1,490円
利用者負担 第4段階（減免証無し）	930円	1,210円	1,730円

※入院、外泊された場合においても規定の居住費をお支払いいただきます。

※社会福祉法人による利用者負担軽減確認証を提示いただいた場合は証書に記載された割合を減額します。

②特別な食事

利用者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

③理髪・美容代

理容師・美容師の出張による理髪サービスをご利用いただけます。

利用料金：1,300～4,000円（カット、カラー）

④特別な医療材料費

医療機関、医師からの指示により、個別に使用する医療材料についての手配・準備をします。

利用料金：実費

⑤日常費用支払い代行事務手数料

嘱託医の診察代や薬代、緊急時の医療費、理髪費、施設内での買い物代、イベント参加費等日常生活に係る諸経費等の各機関への支払を代行し、清算業務を行います。

立替を行った経費については翌月以降に請求します。

利用料金：1日あたり 50円

※ご入院、外泊された場合は、上記費用は発生しません。

⑥特別な希望による買い物代行費

利用料金：1件あたり 500円

ただし、通信販売、宅配サービスの代行は除きます。

⑦処方箋受取代行費

利用料金：1件あたり 500円

協力病院、嘱託医以外の処方箋の受取代行費になります。

⑧ご希望による銀行振込等諸手続の代行費

利用料金：1件あたり 150円

⑨外出交通費・付添費

利用者又は身元引受人の希望される協力病院以外への病院受診や外出のために車両を使用した場合
1kmにつき25円（実走距離、1km未満切り捨て）

※協力病院以外の病院受診については、施設から協力病院までの実走距離の範囲内は無料となります。

※ただし、施設車両の空き状況・目的地までの距離によっては、対応が出来ない場合もございますので
ご了承ください。

職員の付添を必要とする場合

職員1名 15分 300円（運転手以外）

※職員の付添費用は15分単位となります。

15分未満の端数が生じた場合には15分の費用を申し受けます。

※職員の配置状況によっては、対応が出来ない場合もございますのでご了承ください。

⑩レクリエーション、クラブ活動

利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加することができます。

利用者の個別選択によるレクリエーション、クラブ活動によっては実費相当分をご負担いただく場合があります。

- 例) ・利用者の希望による外出代
・クラブ活動の材料代 等

⑪個人情報の開示

利用者は、サービス提供についての記録を原則として閲覧できます。

複写物を必要とする場合には実費（10円/枚）をご負担いただきます。

ただし、他の利用者のプライバシーにかかわる閲覧、複写はお断りさせていただきます。

⑫日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等利用者の日常生活に要する費用で利用者に負担いただくことが適当であるもの
にかかる費用を負担いただきます。

- ・居室に持ち込みにてご使用になられる電化製品については下表の通り電気料金をいただきます。

100W以下	10円/日
200W以下	20円/日
201W以上	40円/日

- ・洗濯費用については、洗濯業者の判断で水洗いでは縮む可能性のある物はドライ品としての取り扱い
となり、実費料金をいただきます。

ドライ品、ドライ小物：実費

⑬日用品費

A 日用品セットでのお支払いを希望の場合

内 容	費 用
私物的な日用品（おしぼり・ペーパータオル・T字カミソリ・ ティッシュペーパー・歯ブラシ・歯磨き粉・入れ歯洗浄剤）	1日100円

※日用品のセットは、必要な量をお使いいただけますが、施設内の利用に限ります。

B 利用品目ごとのお支払いを希望の場合

内 容	費 用
私物的な日用品（おしぼり・ペーパータオル・T字カミソリ・ティッシュペーパー・歯ブラシ・歯磨き粉・入れ歯洗浄剤）	実 費

⑭契約書第24条に定める所定の料金

利用者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金。

1日につき11,000円を利用者は支払うものとします。

(3) 基本サービス利用料金の概要（1日あたり）（契約書第8条参照）

1. ご利用者の要介護度とサービス利用料金	要介護度 1 8,168 円	要介護度 2 9,015 円	要介護度 3 9,916 円	要介護度 4 10,762 円	要介護度 5 11,609 円
2. うち、介護保険から給付される金額	7,351 円 (1割)	8,113 円 (1割)	8,924 円 (1割)	9,685 円 (1割)	10,448 円 (1割)
	6,534 円 (2割)	7,212 円 (2割)	7,932 円 (2割)	8,609 円 (2割)	9,287 円 (2割)
	5,717 円 (3割)	6,310 円 (3割)	6,941 円 (3割)	7,533 円 (3割)	8,126 円 (3割)
3. サービス利用に係る自己負担額（1-2）	817 円 (1割)	902 円 (1割)	992 円 (1割)	1,077 円 (1割)	1,161 円 (1割)
	1,634 円 (2割)	1,803 円 (2割)	1,984 円 (2割)	2,153 円 (2割)	2,322 円 (2割)
	2,451 円 (3割)	2,705 円 (3割)	2,975 円 (3割)	3,229 円 (3割)	3,483 円 (3割)
4. 減免対象の方	自己負担額合計×減免率				

※利用者の要介護度に応じた介護保険負担割合証に準ずる自己負担額をお支払い下さい。

※上記の基本サービス利用料に下表『その他、利用者の状況により加算されるサービス』の費用が加わります。

※「(2) 介護保険の給付対象とならないサービス」の①から⑬に係るものは含まれていません。

※社会福祉法人による利用者負担軽減確認証を提示いただいた場合は証書に記載された割合を減額します。

『その他、利用者の状況により加算されるサービス』

加算	自己負担金額	加算対象	算定要件
初期加算	1日あたり 33 円 (1割) 65 円 (2割) 97 円 (3割)	該当者のみ	入所日から30日以内の期間に加算。30日を超える入院後に再び入所した場合も同様に加算
外泊時費用	1日あたり 264 円 (1割) 528 円 (2割) 792 円 (3割)	該当者のみ	病院などへ入院もしくは外泊などの場合（月6日を限度）
日常生活継続支援加算Ⅱ	1日あたり 39 円 (1割) 77 円 (2割) 116 円 (3割)	利用者全員	①一定期間の新規入所者のうち、要介護4～5の割合が70%以上、又は認知症日常生活自立度Ⅲ以上の割合が65%以上であること又は、介護福祉士及び研修を受けた介護職員等がたんの吸引等を実施する利用者の割合が15%以上であること ②介護福祉士を常勤換算方式で、入所者の数が6又はその端数を増すごとに1名以上配置していることへの加算
夜勤職員配置加算Ⅲ	一日あたり 18 円 (1割) 35 円 (2割) 52 円 (3割)	利用者全員	夜勤を行う介護職員・看護職員の数が、最低基準を1人以上上回っていることに加え、夜勤時間帯を通じて、看護職員を配置していること又は喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置していることへの加算

精神科医師定期的療養指導加算	1日あたり 6円(1割) 11円(2割) 16円(3割)	利用者全員	精神科を担当する医師による定期的な療養指導が行われている場合の加算
看護体制加算Ⅰ	1日あたり 5円(1割) 9円(2割) 13円(3割)	利用者全員	常勤の看護師を1名以上配置していることに対する加算
看護体制加算Ⅱ	1日あたり 9円(1割) 17円(2割) 26円(3割)	利用者全員	常勤の看護師を利用者25名に対し1名以上配置していることに対する加算
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	当月総利用単位数 ×0.14単位	利用者全員	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が、指定介護福祉施設サービスを行なった場合、その月の総利用単位数の14.0%に相当する単位数を加算
療養食加算	1回あたり 7円(1割) 13円(2割) 20円(3割)	該当者のみ	療養食を提供した場合(1日3食を限度とし、1食を1回として1回単位の評価)
低栄養リスク改善加算	1ヵ月あたり 322円(1割) 644円(2割) 965円(3割)	該当者のみ	低栄養リスクが「高」の入所者に対し、月1回以上多職種が共同して栄養管理をするための会議を行い、低栄養状態を改善するための特別な栄養ケア計画を作成すること
再入所時栄養連携加算	1回あたり 215円(1割) 429円(2割) 644円(3割)	該当者のみ	医療機関に入院し退院後に再入所する際、厚生労働大臣が定める特別食等を必要とする者であり、施設の管理栄養士が医療機関の管理栄養士と相談の上、栄養ケア計画を作成した場合
経口維持加算Ⅰ	1月あたり 429円(1割) 858円(2割) 1,287円(3割)	該当者のみ	著しい摂食障害がある方の経口摂取を維持するための計画を作成し、食事の観察、会議、栄養管理を実施した場合
経口維持加算Ⅱ	1月あたり 108円(1割) 215円(2割) 322円(3割)	該当者のみ	経口維持加算Ⅰの要件を満たし、継続的に支援する為の会議等に医師、歯科医師、又は歯科衛生士などが加わっている場合
個別機能訓練加算Ⅰ	1日あたり 13円(1割) 26円(2割) 39円(3割)	利用者全員	各職種が関わり個別の機能訓練計画が作成されている体制に対する加算
口腔衛生管理加算Ⅰ	1月あたり 97円(1割) 193円(2割) 290円(3割)	利用者全員	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が口腔ケアを月2回以上行い、口腔ケアについて介護職員へ具体的な技術的助言及び指導を行い、口腔に関する相談等に必要に応じ対応すること
口腔衛生管理加算Ⅱ	1月あたり 118円(1割) 236円(2割) 354円(3割)	利用者全員	Ⅰの要件に加え、口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生等の管理の適切かつ有効な実施の為に必要な情報を活用していることに対する加算

<p>看取り介護加算Ⅰ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡日前 31 日～45 日 1 日あたり 78 円 (1 割) 155 円 (2 割) 232 円 (3 割) ・死亡日前 4 日～30 日 1 日あたり 155 円 (1 割) 309 円 (2 割) 463 円 (3 割) ・死亡日前日・前々日 729 円 (1 割) 1,458 円 (2 割) 2,187 円 (3 割) ・死亡日 1,373 円 (1 割) 2,745 円 (2 割) 4,117 円 (3 割) 	<p>該当者のみ</p>	<p>看取り介護を行い施設もしくは医療機関、居宅で亡くなられた場合</p>
<p>看取り介護加算Ⅱ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡日前 31 日～45 日 1 日あたり 78 円 (1 割) 155 円 (2 割) 232 円 (3 割) ・死亡日前 4 日～30 日 1 日あたり 155 円 (1 割) 309 円 (2 割) 463 円 (3 割) ・死亡日前日・前々日 837 円 (1 割) 1,673 円 (2 割) 2,509 円 (3 割) ・死亡日 1,694 円 (1 割) 3,388 円 (2 割) 5,082 円 (3 割) 	<p>該当者のみ</p>	<p>Ⅰの要件に加え、複数の医師を配置している、もしくは 24 時間体制で医師と連携が取れるように体制を整えている場合</p>
<p>若年性認知症利用者受入加算</p>	<p>1 日あたり 129 円 (1 割) 258 円 (2 割) 386 円 (3 割)</p>	<p>該当者のみ</p>	<p>若年性認知症利用者に対しサービス提供を行った場合</p>
<p>科学的介護推進体制加算Ⅱ</p>	<p>1 月あたり 54 円 (1 割) 108 円 (2 割) 161 円 (3 割)</p>	<p>利用者全員</p>	<p>Ⅰの要件の「基本的な情報」に疾病や服薬などの情報を加えた場合</p>

ADL 維持等加算 II	1 月あたり 65 円 (1 割) 129 円 (2 割) 193 円 (3 割)	利用者全員	※次のいずれにも該当する場合 ①利用者等の総数が 10 人以上であること ②利用者全員について、利用開始月と、当該月の翌月から起算して 6 月目において、Barthel Index を適切に評価できる者が ADL 値を測定し、測定した日が属する月毎に厚生労働省に提出していること ③利用開始月の翌月から起算して 6 月目の月に測定した ADL 値から利用開始月に測定した ADL 値を控除し、初月の ADL 値や要介護認定の状況等に応じた値を加えて得た値について利用者等から調整済み ADL 利得の上位及び下位それぞれ 1 割の者を除いた者を評価対象とし、評価対象者の調整済み ADL 利得を平均して得た値が 1 以上であること ④①と②を満たし、③の調整済み ADL 利得を平均して得た値が 3 以上であること
褥瘡マネジメント加算 II	1 月あたり 14 円 (1 割) 28 円 (2 割) 42 円 (3 割)	利用者全員	※次のいずれにも該当する場合 ①利用者ごとに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、施設入所時等に評価するとともに、少なくとも 3 月に 1 回評価を行い、その結果を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たりその情報を活用していること ②①の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた利用者ごとに、医師、看護師、管理栄養士、介護職員、介護支援専門員等の職種の者が共同して、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成していること ③利用者ごとの褥瘡ケア計画に従い褥瘡管理を実施するとともに、その管理の内容や利用者ごとの状態について定期的に記録していること ④①の評価に基づき、少なくとも 3 月に 1 回、利用者ごとに褥瘡ケア計画を見直していること ⑤①～④の要件を満たし、入所時等の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた利用者について、褥瘡の発生がないこと

(4) 外泊・入院時の費用について

利用者が、6 日以内の入院又は外泊をされた場合にお支払いいただくサービス利用料金については、上記介護度別利用料金に拘わらず一律下記の通りとなります。(契約書第 2 3 条、第 2 6 参照)

	1 割負担	2 割負担	3 割負担
1. 入院・外泊時費用 (1 日あたり)	2,637 円	2,637 円	2,637 円
2. うち、介護保険から給付される金額	2,373 円	2,109 円	1,845 円
3. 自己負担額 (1 - 2)	264 円	528 円	792 円
4. 居住費 (各負担段階の額)			

※入院・外泊中の居室はショートステイの利用者様に使用させていただく場合がございます。

尚、その場合の居住費は発生しません。

(5) 利用料金のお支払い方法 (契約書第 8 条参照)

原則として利用者負担金は、利用実績 (月単位) に基づき、翌月 26 日に事前に手続きを行った金融機関 (ゆうちょ銀行含む) より引き落としさせていただきます。

ただし、自動引き落としが開始される迄の間は、事業所から発行する請求書に基づき、サービス利用月の翌月末日までに、事業者指定の金融機関口座にお振り込み下さい。

(6) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

① 協力医療機関

医療機関の名称	中崎クリニック
所在地	横浜市神奈川区大野町 1-25 横浜ポートサイドプレイス 3F
診療科	脳神経外科、内科、リハビリテーション科、小児科
入院設備	なし

医療機関の名称	古川医院
所在地	横浜市保土ヶ谷区東川島町 20-19
診療科	内科、小児科、リハビリ科
入院設備	なし

医療機関の名称	横浜保土ヶ谷中央病院
所在地	横浜市保土ヶ谷区釜台町 43-1
診療科	内科、外科、整形外科、形成外科、耳鼻咽喉科、泌尿器科、眼科、皮膚科、婦人科、小児科、リハビリ科、精神科、麻薬科、脳神経外科、放射線科
入院設備	あり

② 協力歯科医療機関

医療機関の名称	西菅田歯科医院
所在地	横浜市神奈川区菅田町 488 西菅田団地 4-3-101

医療機関の名称	三恵デンタルクリニック
所在地	横浜市港南区上永谷 2-17-12 エクセレント上永谷 105

6. 施設を退所していただく場合 (契約の終了について)

当施設との契約では契約有効期間の契約時の要介護認定の有効期間となっています。従って、以下のような事由がない限り、有効期間中はサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、利用者に退所していただくこととなります。

(契約書第18条参照)

- | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 利用者が亡くなられた場合 ② 要介護認定により利用者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合 ③ 要介護1又は2であって特例入所の要件に該当しなくなった場合 ④ 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合 ⑤ 施設の滅失や重大な毀損又は建替等により、利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合 ⑥ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合 ⑦ 契約書第19条から第21条に基づき契約が解約又は解除された場合 ⑧ 契約期間が満了した場合 ⑨ 利用者又は身元引受人から退所の申し出があった場合 (詳細は以下をご参照ください。) ⑩ 事業者から退所の申し出を行った場合 (詳細は以下をご参照ください。) |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(1) 利用者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第19条、第20条参照）

契約の有効期間であっても、利用者又は身元引受人から当施設の退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の14日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 利用者が入院された場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）（契約書第21条参照）

以下の事項に該当する場合には、当施設からの退所していただくことがあります。

- ① 利用者及び身元引受人が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 利用者及び身元引受人による、サービス利用料金の支払いが2か月以上遅延した場合
- ③ 利用者又は関係する者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ 利用者が連続して3か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ 利用者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合
- ⑥ 利用者が正当な理由なく2週間以上居室を利用しない場合
- ⑦ 事業者が新たな身元引受人をたてることを求めたにもかかわらず、特段の事情もなく新たな身元引受人をたてない場合
- ⑧ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、事業所を利用させることができない場合
- ⑨ 利用者、身元引受人、またはそのご家族等が、事業者やサービス従業者或いは他の利用者その他関係者に対して故意にハラスメントや暴言等の法令違反その他著しく常識を逸脱する行為を行なった場合
- ⑩ 利用者、身元引受人、またはそのご家族等が、事業者やサービス従業者或いは他の利用者その他関係者の生命、身体、財産、若しくは信用を傷つける恐れがあり、かつ事業者が通常の方法ではこれを防止できないと判断した場合
- ⑪ 身元引受人またはそのご家族等が、利用者の施設利用に関する事業者の助言や相談の申入れ等を理由なく拒否し、あるいは全く反応しない等、事業者の施設運営を著しく阻害する行為が認められる場合

利用者が病院等に入院された場合の対応について*（契約書第23条参照）

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

① 検査入院等、6日間以内の短期入院の場合

6日以内に退院された場合は、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。

1日あたり 264円(負担割合1割) 528円(負担割合2割) 792円(負担割合3割)

② 7日間以上3か月以内の入院の場合

3か月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時にホームの受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。

③ 3か月以内の退院が見込まれない場合

3か月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。

(3) 円滑な退所のための援助（契約書第22条参照）

利用者が当施設を退所する場合には、利用者の希望により、事業者は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を利用者に対して速やかに行うよう努めるものとします。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

7. 残置物引取人（契約書第25条参照）

入所契約が終了した後、当施設に残された利用者の所持品（残置物）を利用者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。（契約書第25条参照）

当施設は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。

また、引渡しにかかる費用については、利用者又は残置物引取人にご負担いただきます。

入所契約締結時に残置物引取人が定められない場合であっても、入所契約を締結することは可能ですが、残置物の処置については施設の判断で行います。

8. 苦情の受付について（契約書第27条参照）

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

- 苦情受付担当者 : 平田 恭浩
- 苦情解決責任者 施設長 : 加藤 厚子
- 苦情処理統括担当者 : 勝呂 政之
- 受付時間 毎週月～金曜日 9:00～18:00
TEL 045-381-3232 FAX 045-373-7472
- 羽沢地区社協会長 和田 勝巳
TEL 045-383-2635

(2) 苦情受付の体制

円滑かつ迅速に苦情処理を行うための体制を下記のようにとっております。

○苦情があった場合は、直ちに担当者にご連絡を取り、詳しいご事情を伺うと共に、担当者からも事情を確

認いたします。

- 担当者が必要であると判断した場合は、管理者まで含めて検討会議を行います（検討会議を行わない場合でも、必ず管理者まで対応結果を報告します）。
 - 検討の結果、速やかに具体的な対応を行います。
 - 記録を台帳に保管し、再発を防ぐために役立てます。
- また、苦情受付ボックスを設置しています。

(3) 行政機関その他苦情受付機関

神奈川県 福祉保健センター 高齢・障害支援課	所在地 横浜市神奈川区広台太田町3-8 電話番号 045-411-7019 FAX 045-324-3702 受付時間 月曜日から金曜日 8:45~17:15
神奈川県国民健康保険 団体連合会	所在地 横浜市西区楠町27-1 電話番号 045-329-3447 受付時間 月曜日から金曜日 8:30~17:15
横浜市健康福祉局 高齢施設課	所在地 横浜市中区本町6丁目50番地の10 電話番号 045-671-3923 FAX 045-641-6408 受付時間 月曜日から金曜日 8:45~17:15

9. 事故発生時の対応について

- ①サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。
- ②医師、看護師等の判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関等での診察を依頼します。
- ③前2項のほか、事業所は、利用者又は身元引受人が指定する方、及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

西暦 年 月 日

指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定介護老人福祉施設 若竹苑

説明者

氏名 _____

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意して交付を受けました。

利用者

住 所 _____

氏 名 _____

代筆者

住 所 _____

氏 名 _____

※代筆の場合、代筆理由を記載下さい

代筆理由 (_____)

身元引受人

住 所 _____

氏 名 _____ (続柄 _____)

この重要事項説明書は、横浜市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（第6条第1項）に基づき、入所申込者又はその身元引受人への重要事項説明のために作成したものです。

＜重要事項説明書付属文書＞

1. 施設の概要

(1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上3階

(2) 建物の延べ床面積 3,475.66 m²

(3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

- [短期入所生活介護] 平成12年1月4日指定 神奈川県 1470200013号 定員10名
- [介護予防短期入所生活介護] 平成18年4月1日指定 神奈川県 1470200013号 定員10名
- [通所介護] 平成12年1月4日指定 神奈川県 1470200013号 定員35名
- [介護予防通所介護] 平成18年4月1日指定 神奈川県 1470200013号 定員35名
- [居宅介護支援事業] 平成11年8月2日指定 神奈川県 1470200013号
- [介護予防支援] 平成18年4月1日指定 横浜市 1400200067号

2. 職員の配置状況

＜配置職員の職種＞

施設長	施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。
介護職員	ご利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。
生活相談員	ご利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
看護職員	主にご利用者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。
介護支援専門員	ご利用者に係る施設サービス計画(ケアプラン)を作成します。
機能訓練指導員	ご利用者に係る機能訓練指導を行います。
医師	ご利用者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。
事務員	ご利用者に関わる、必要な事務手続きを行います。
管理栄養士	療養食及び一般食の献立作成、入居者に対する栄養ケアマネジメントを行います。
栄養士	食事の献立作成、栄養計算、入居者に対する栄養指導を行います。
調理職員	給食業務全般を行います。

3. サービス提供における事業者の義務（契約書第11条、第12条参照）

当施設は、利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

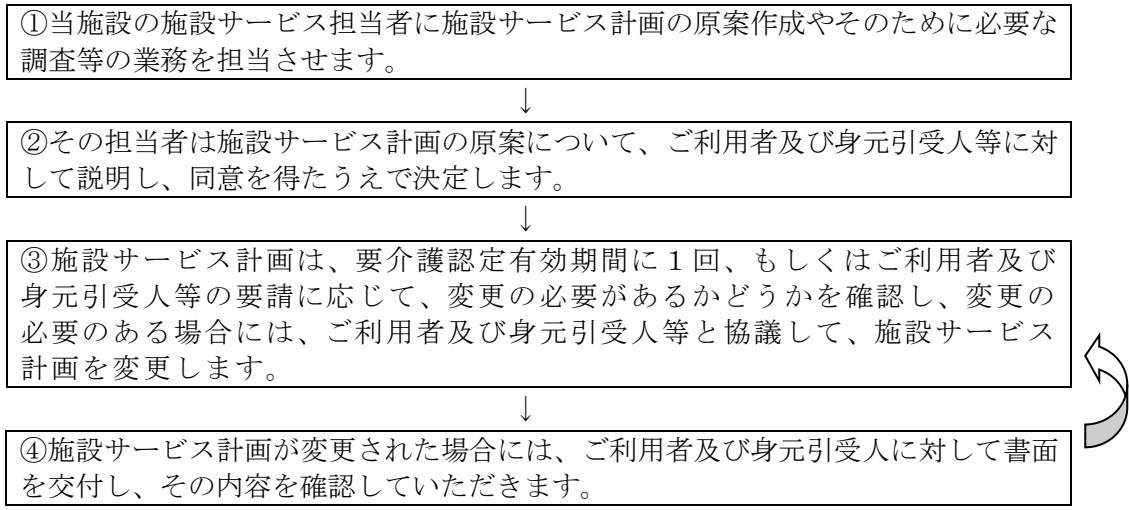
- ①ご利用者の生命、身体、生活環境等の安全・確保に配慮します。
- ②ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携し、ご利用者から聴取、確認します。
- ③非常災害に関する具体的計画を策定し、非常災害に備えるため、ご利用者に対して定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④事業者は、サービス提供に当たり身体拘束その他のご利用者の行動を制限する行為を行いません。ただし、ご利用者又は他のご利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
- ⑤前項の但し書きの規程に基づき身体的拘束等の行為を行った場合は、事業者は直ちにその日時、態様、ご利用者の身心状況、緊急やむを得ないと判断した理由、当該行為が必要と判断したサービス従事者及び当該行為を行ったサービス従事者等の氏名その他必要な事項について、書面に記録します。
- ⑥ご利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ⑦事業者は、ご利用者に対する介護福祉施設サービスの提供について記録を作成し、その記録を利用終了後5年間保管し、ご利用者又はご利用者の同意を得た者或いは請求権を有する者が記録の閲覧、複写を求めたときは、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。
- ⑧事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者、身元引受人又はご利用者若しくは身元引受人の親族に関する事項を正当な理由なく、

第三者に漏洩しません。これは、契約が終了した後も継続します（守秘義務）。ただし、ご利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供します。また、ご利用者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご利用者及び身元引受人の同意を得ます。

4. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。（契約書第4条参照）



5. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されているご利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

（1）持ち込みの制限

入所にあたり、他のご利用者に迷惑のかかる物や、施設運営に支障をきたす物については持込をお断りすることがあります。

（2）面会

面会時間 10:00～17:00（年中無休）

※来訪者は、必ずその都度職員に届け出てください。

※インフルエンザ等に罹患されていたり、泥酔状態の場合等、ご利用者に迷惑のかかる場合はご面会をお断りすることがあります。

※なお来訪される場合、他のご利用者に迷惑のかかる物や施設運営に支障をきたす物、食中毒の原因となり得るものについては持込をお断りすることがあります。

（3）外出・外泊（契約書第26条参照）

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。

（4）食事

食事が不要な場合は前もってお申し出下さい。前々日の17時までに申し出があった場合には、重要事項説明書5（1）栄養管理、（2）に食事に定める食事の料金は減免されます。

（5）施設・設備の使用上の注意（契約書第13条、第14条参照）

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○ご利用者が、事業所の施設、設備を滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただきます。

- 当事業所の職員や他のご利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動等を行うことはできません。
- ご利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、ご利用者と事業者との協議により、居室又は共用施設、設備の利用方法等を決定します。

(6) 喫煙

施設内での喫煙はできません。

6. 損害賠償について（契約書第 15 条、第 16 条参照）

当施設において、事業者の責任によりご利用者及び身元引受人に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、ご利用者及び身元引受人に故意又は過失が認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。